



特別支援学級及び通級指導教室における教育

1 学級担任・教室担当の役割と指導について

(1) 特別支援学級担任の役割

特別支援学級は、障がいがあるために通常の学級における指導では十分に指導の効果を上げることが困難な児童生徒のために編成された少人数の学級であり、基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って教育が行われますが、児童生徒の実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考として特別の教育課程を編成し、学級経営を進めることができます。

また、特別支援学級の経営については、すべての教職員が障がいについて正しい理解と認識や教師間の連携に努め、協力体制を組織することが大切です。

学級担任は、一人一人の児童生徒の将来の自立や社会参加に向けて、それぞれの教育的ニーズに応じた教育支援計画や指導計画を家庭や保護者、関係機関と連携しながら作成し、学級経営に反映していきます。

学級経営においては、学校の中の一つの学級として、児童生徒の教育的ニーズに応じた、各学年や学級と調和のとれた連携が求められます。そのために、特別支援学級の教育課程を学校の中で位置付け、計画（P）、実施（D）、評価（C）、改善（A）を繰り返すことが必要となります。

学級経営における担任の主な役割

- ・学級経営に関すること
- ・教育課程の編成や実施に関するこ
- ・児童生徒と教師のかかわりに関するこ
- ・教室の物理的環境に関するこ
- ・学級事務の管理運営に関するこ
- ・家庭や保護者との連携に関するこ
- ・社会や地域との連携に関するこ

(2) 特別支援学級の指導

札幌市の特別支援学級は、現在、知的障がい学級と自閉症・情緒障がい学級、病弱・身体虚弱学級（院内学級）の特別支援学級が設置されています。特別支援学級に在籍する児童生徒の困難さを把握し、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行います。

知的障がい学級

〈知的発達面で遅れがあり、支援が必要な児童生徒が在籍〉

- ・知的発達が未分化で、弁別、抽象、分類総合、推理、判断、記憶などの機能が年齢相応に発達していないために、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすい様子が見られます。
- ・抽象的な学習より、生活につながり現実度が高い、実際的・具体的な学習課題が理解しやすい特徴があります。

指導のポイント

- ・興味関心を取り入れた活動
- ・生活に結び付く具体的な活動
- ・学習のやり方や手順などを具体的に提示した、分かりやすい活動
- ・小さな積み重ねを繰り返し、できることを多くしていく
- ・できた、またやりたいという気持ちになれる、評価の工夫

自閉症・情緒障がい学級

〈情緒面や行動面、対人関係等で支援が必要な児童生徒が在籍〉

- ・自閉症又は、それに類する障がいのある児童生徒が多く、言葉の発達の遅れや対人関係が困難、感覚が過敏、活動や興味の範囲が狭い、知的な機能のアンバランスさ、変化に対する不安や抵抗などの様子が見られます。

- ・例えばこんな様子

問い合わせの言葉をそのまま返してしまう
独特なイントネーション
視線が合いづらい
相手の気持ちが分からずトラブルになる
予定の変更が苦手である
音、匂いなどに対する感覚が敏感である　など

指導のポイント

- ・活動の見通しがもてるように、活動内容を事前に知らせる
- ・学習した内容を実際の場面で具体化し、安心感をもって行動できるようにしていく
- ・指示は分かりやすく端的に、視覚的な情報を含め提示する
- ・自己肯定感がもてる経験や評価の工夫に努めるようにする

病弱・身体虚弱学級（院内学級）

〈病院内に設置された学級であり、病気のために入院した児童生徒が在籍〉

- ・学習の遅れを補完しながら、心理的な安定、健康状態の回復、改善を図り、積極性、自主性を涵養します。

指導のポイント

- ・児童生徒の入院期間に応じて、時間割を柔軟に設定し、指導内容を精選しながら学習指導に当たる
- ・医療と連携を密にし、前籍校や保護者と連携を取りながら、指導計画や学習内容の共通理解を図る
- ・個別指導や複式授業、チームティーチング、ベッドサイド学習等、一人一人に応じた指導形態に努める
- ・限られた環境での経験不足を補うために、体験学習を重視する
- ・コンピュータや情報通信ネットワークを有効に活用していく
- ・学級通信の交換、電子メール、ホームページなど、前籍校とのコミュニケーションの場を設定し、自分の居場所が実感でき、自己有用感を高められるような指導内容を設定していく

(3) 校内リソースの一つとしての支援

特別支援教育の推進においては、学校全体として、すべての学級で特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応が求められます。その中において、特別支援学級・通級指導教室の担当者も校内リソースの一つとしてその専門性を発揮し、大きな役割を担うことが求められます。

また、学級担任一人の支援では限界があります。そこで、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への対応については、校内学びの支援委員会において、特別支援教育コーディネーターが中心となりながら一人一人の教育的ニーズに応じた校内支援体制の充実を積極的に進めることが重要となります。

交流及び共同学習の一層の推進を図り、サブティーチャーとして通常の学級での授業に参加することや交流の時間を活用して、特別な教育支援を必要とする子への対応を行うことは、障がいの有無にかかわらず、児童生徒にメリットがあり、その充実が求められています。

校内リソースとして求められる役割

- ・校内学びの支援委員会における専門的な意見の提供
- ・通常の学級担任からの相談への対応
- ・校内支援体制の一つとしての個別指導や小集団の指導
- ・校内学びの支援委員会における専門的な意見の提供
- ・保護者との相談
- ・特別支援教育コーディネーターとの連携促進
- ・関係機関についての情報提供等

(4) 特別支援学級担任による校内支援

通常の学級の担任への支援

- ・担任に寄り添いながら話を聞き、定期的な児童生徒の状況の把握を行いながら、子どもへの接し方や、具体的な支援策についての助言を行うようにします。
- ・学年間の共通理解を図るために、学年打合せや研修の場で、児童生徒の実態を把握することや、具体的な支援策について助言等を行うようにします。
- ・一人で抱え込むのではなく、多くの目で児童生徒の支援に当たる考え方をもつよう、担任の支援を行うようにします。

学びの支援委員会との協力

- ・障がいに関する専門的な視点での、助言や関係機関等の情報提供を行うようにします。
- ・個々の児童生徒の状況に応じた指導・支援の方法や教材の工夫などの情報提供を行うようにします。
- ・個別の教育支援計画や個別の指導計画作成に関する話し合いに参加し、記入方法や活用方法などのアドバイスを行うようにします。

通常の学級における支援

- ・担任との連携を深め、児童生徒の実態を理解するとともに、具体的な支援を実施します。
- ・通常の学級での指導や学校行事などでの指導場面においては、個別的な対応や指導が行われることもあるため、該当児童生徒や周囲の児童生徒の気持ちに配慮しながら接することが重要となります。
- ・通常の学級の児童生徒との関わりは、当該児童だけではなく、すべての子どもたちと良好の関係を築きながら進めていくことが大切です。
- ・学校行事、学級行事、児童生徒会活動、クラブ活動などの場面においても、担任と連携を取りながら適切に支援します。

個別指導や小集団による指導

- ・個別的な指導を行う場合は、保護者の了解と具体的な支援策や計画をもって実施するようにします。
- ・児童生徒の実態から、個別的な配慮が必要な場合は、落ち着いて学習できる環境を整え、指導に当たるようになります。
- ・児童生徒の実態から、個別的な学習や小集団での学習のねらいを明確にして指導に当たるようにします。
- ・個別的な支援を実施した際には、学習などの状況を担任に知らせるようにし、共通理解を深めるようにします。
- ・児童生徒の精神的な支えとなる居場所を作ることや、相談相手として支えることを大切にします。

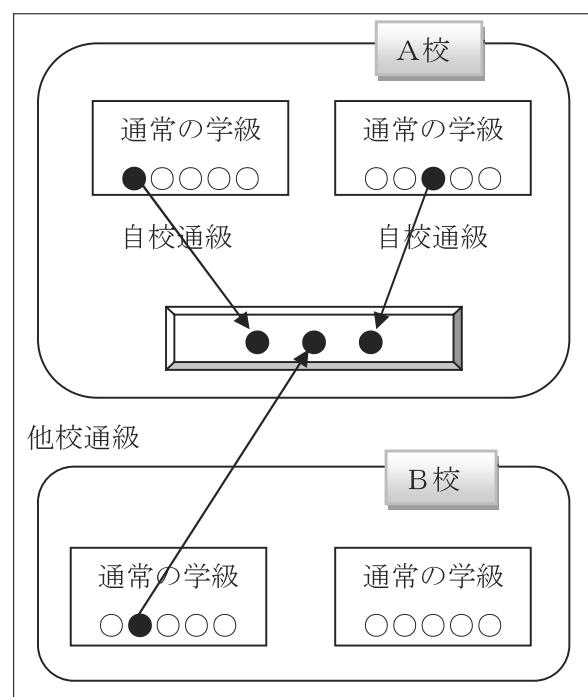
(5) 通級指導教室担当教諭の役割

① 通級による指導

通級による指導は、小学校及び中学校の通常の学級に在籍している軽度の障がいのある児童生徒に対して、特別の指導の場（通級指導教室）において、障がいの状況等に応じた特別の指導（自立活動の指導等）を行う教育形態のことです。

通級指導教室では、障がいに基づく困難を児童生徒と周りの人々が主体的に改善できるよう支援することがねらいです。

通級の形態は、在籍する学校に通級する自校通級と、在籍校以外に通級する他校通級があります。



② 通級指導教室の教育

通級指導教室では、学校教育法施行規則第140条に基づいて、小・中学校の通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えて、障がいの状態の改善又は克服を目的とした特別の教育課程を編成し、指導を行っています。

また、学校教育法施行規則141条により、特別の教育課程による場合においては、他校通級で受けた授業を当該小学校又は中学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができるとされています。

通級による具体的な指導については、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導（自立活動に相当する指導）及び必要に応じて各教科の内容を補充するために行う特別な指導を合わせて、年間30単位時間から280単位時間までを標準とし、学習障害者、注意欠陥多動性障害者に該当する児童生徒については、年間10単位時間から280単位時間までを標準とします。（札幌市においては、概ね週1～3単位時間程度を基本として指導を行っています。）

対象となる児童生徒に対する通常の学級における指導と通級による指導とが共に効果的に行われるためには、児童生徒の成長を総合的にとらえるために、指導要録において指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入することや、それぞれの担当教師同士が児童生徒の様子や変化について定期的に情報交換を行い、特別の指導の場における指導の成果が、通常の学級においても生かされるようにするなどして連携に努め、指導の充実を図ることが重要です。さらに、他校においての指導を受ける場合には、学校間及び担当教師間の連携の在り方を工夫し、情報交換等が円滑に行われるよう配慮する必要があります。

(6) 通級指導教室の役割

① 教育相談機能

通級児童生徒に対する指導の他に、専門性を生かした地域の相談窓口や相談機関としての機能があります。

- ・見え方や聞こえ方の状況、言葉や心身の発達の状況などに心配のある保護者に対する相談を行います。
- ・関係機関などの情報の提供と連携を行います。

（相談の後に、年度途中からでも札幌市学びの支援員会の判断を受けて通級指導を開始することができます。）

保 護 者 の 支 援

- ・家庭環境や保護者の気持ちに共感し、保護者の支えとなる。
- ・保護者に対する否定は避ける。
- ・児童生徒の正しい理解を図る。
- ・保護者の様子（家庭・家族、保護者の抱える悩み）を的確に把握し、児童生徒に対する具体的で、無理のない支援策を提供する。
- ・定期的な相談を実施し、信頼関係を築く。
- ・在籍校との橋渡しになるよう、支援を継続していく等。

② 在籍校との連携

- ・在籍校の学級担任が児童生徒に対しての理解と認識を深めるために、通級指導教室担当教諭は定期的に当該児童生徒の情報提供や助言を行います。
- ・在籍校の職員の共通理解を図るために、必要に応じてケース検討会議等の開催に心がけるようにします。

③ 通級指導教室の校内支援

〈情報提供〉

- ・特別支援教育に関する様々な情報を校内に提供するようにします。
- ・学校教育全体に、「個に応じた指導」の視点を生かすことができるようはたらきかけるようにします。

〈相談窓口〉

- ・対象とする障がいに関する身近な相談の場であることを学校内にも広く知らせ、支援を必要とすると思われる児童生徒の保護者に役立ててもらえるようにします。

〈自校通級児童生徒への支援〉

- ・自校通級児童生徒の全体像を捉えるために、学級担任と日常的な情報交換を行い、それぞれの指導に生かします。
- ・校内学びの支援委員会が中心となり、自校通級児童生徒の共通理解を図り、校内における支援体制を充実するように努めます。

〈校内学びの支援委員会への協力〉

- ・校内学びの支援委員会においては、特別支援教育コーディネーターと連携を取り合い、スタッフの役割分担を明確にして、効果的な支援体制が取れるように協力します。
- ・校内で心配のある児童生徒を可能な範囲で観察したり、校内学びの支援委員会に必要な支援について提案したりします。

(7) 通級指導教室の指導

札幌市では現在、言語障がい（ことばの教室）・難聴（きこえの教室）・弱視（ひとみの教室）・発達障がい（まなびの教室）の通級指導教室が15の小学校及び中学校に設置されています。

自校や他校の通級指導教室に通うことから、情報の交換や授業参観、懇談等を通して通級してくる児童生徒の学習環境を整えるようにします。

ことばの教室（言語障がい通級指導教室）

言語障がいとは、話し手と聞き手の注意が、話の内容よりも話しことは自体に向けられてしまい、その結果、話し手と聞き手のコミュニケーションに何らかの支障をきたしている状態です。

ことばの教室に通う児童生徒は、自分なりに話をしているのに通じないことがあったり、聞こえづらさから何度も言い直しをさせられたり、人前で話す時に緊張したりするなど、コミュニケーションがうまく取れず、つまずいてしまうことがあります。

構音障がい（発音の不明瞭）…特定の音を誤って発音し、それがある程度習慣化されている状態。

言語発達の遅れ…ことばの理解力及び表現力が、年齢相応の段階に達していない状態。

吃音…話すときに、同じ音を繰り返したり、引き伸ばしたり、つまって出てこなったりする。

○児童生徒の実態を把握し、ことばが育つ土台となるコミュニケーションへの意欲を育てながら、一人一人のことばの状態に合わせた指導を行います。

ことばが育つための土台づくり

- ・人と一緒にいるときの安心感
- ・人とかかわることのよさや楽しさ
- ・話したい気持ち、よく聞こうとする態度
- ・家庭と協力したよりよい言語環境の整備 等

一人一人のことばの状態に応じた指導例

- ・音の聞き分け練習
- ・要求、説明、応答などの会話の経験
- ・ことばを使う活動（ことば遊び、ごっこ遊びなど）
- ・描画や工作などの表現活動 等

きこえの教室（難聴通級指導教室）

難聴とは、聴覚器官の疾患による、聞こえにくい状態です。

きこえの教室に通う児童生徒は、聞こえにくいために、理解したことに不確かな部分が残ったり、人のかかわりが不安で、意欲や自信がもてなかったりすることがあります。

○大きい音でも一部しか聞こえなかったり、歪んで聞こえたりするため、音を感じることができても、音声だけでは会話の一部しか理解できないことがあります。

○補聴器や人工内耳を使用しても、音声だけで会話をすべて理解することが難しいことがあります。

○個別指導の中で、通級している児童生徒の実態に即した適切な指導・支援を進めます。

コミュニケーションの基礎

- ・「人とかかわることは楽しい」と思える体験
- ・「話を分かってくれた」「話が分かった」という思いの積み重ね
- ・「伝えたい」「聞きたい」という意欲や自信

一人一人の状態に応じて

- ・個に応じた言語力の育成、聴覚学習、発声指導等
- ・補聴器の装用指導、聴覚管理のための聴力検査
- ・自分を肯定的にとらえ、自分らしく生きることができるような相談・支援の充実

ひとみ教室（弱視通級指導教室）

弱視とは、視神経や網膜をはじめとする視覚器官や脳の器官の一部に疾患や損傷があるために起こる見えづらい状態です。

ひとみの教室に通う児童生徒は、遠用の拡大鏡（単眼鏡）等を使用しても、通常の文字や図形等の視覚による認識に困難があります。

○眼鏡やコンタクトレンズでの矯正が不可能であったり、矯正できても十分な視力が得られなかつたりする場合が多く見られます。

○視力の低さだけではなく、視野が狭かったり、眼球が意に反して揺れたりするなど、他の視機能問題が複合していることが多く、見え方は一人一人で異なります。

黒板の文字が見えづらかったり、教科書の文字が見えづらかったり、友達の顔が見分けられなかつたりするなど、物を認識する力が身につきにくい状況にあるため、児童生徒の実態に即した適切な指導・支援を進めます。

○子どもが見えづらさに自ら対応していくための手段を教え、活用できる指導

- ・遠用の弱視レンズ（単眼鏡）…板書の文字への対応
- ・近用の弱視レンズ（ルーペ）…小さな文字への対応
- ・弱視用の定規、分度器を使って長さを図ったり、作図したりできるようにする 等

○見えづらいために苦手になりがちな学習内容等を取りだして個別に指導を行う学習支援

例えは… 漢字 地図 はさみ カッター 剥き等 調理 手縫い ミシン ボール運動 等

まなびの教室（発達障がい通級指導教室）

発達障がいは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低学年において発現するものとして政令で定めるもの」（発達障害者支援法第二条）です。

まなびの教室に通う児童生徒は、計算はできるが文章問題が苦手であったり、文字の読み書きが苦手であったり、思いついたことをよく考えずに行動してしまったり、場の雰囲気や相手の気持ちを考えて行動することが苦手であったりするなどの困りがあります。

○学習障がいとは、知的発達に遅れはないものの、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論するのうち、特定のものの習得に著しい困難を示す状態です。

○ADHDとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は、衝動性、多動性を特徴とする行動障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたす状態です。

○自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい

自閉症とは、3歳までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいであり、中枢神経に何らかの要因による機能不全があると推定されています。

通常の学級での配慮や指導の工夫だけでは、その困りの改善や克服が困難な児童生徒に対して特別な指導を行います。

○個別指導や少人数のグループ学習等を効果的に設定しながら学習を進めていきます。

○特に必要があるときは自立活動とあわせて「各教科の補充指導」も行うこともできます。